

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 76 号

京都市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

京都市情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)